

電 気 料 金 種 別 定 義 書
このまち電気（低圧動力）

2 0 2 6 年 1 1 月

広 島 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 実施期日	1
2. 定義	1
3. 契約種別	1
4. 適用条件	1
5. 契約電力	2
6. みなし契約電力	2
7. 契約容量	3
8. 電気料金	3

別表

1. 適用区域	10
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	10
3. 日割計算の基本算式	11
4. 管理費の算定	12

電気料金種別定義書 このまち電気（低圧動力）（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（このまち電気）（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの電気料金その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日

本定義書は、2026 年 11 月 1 日より実施いたします。

2. 定義

本定義書に用いられる用語は、電気需給約款と同様の意味で使用いたします。

3. 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

契約種別 (動力)	このまち電気動力ダイレクト このまち電気動力ダイレクト（グリーン）
--------------	--------------------------------------

4. 適用条件

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 最大需要電力またはみなし契約電力が原則として 50 キロワット未満であるもの

(ロ) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合（なお、この場合、電灯または小型機器を使用する契約種別に関する条件は、「電気料金種別定義書 このまち電気（低圧電灯）」に従うものとします。）は、①電灯もしくは小型機器を使用する契約種別に関する契約電力、契約電流もしくは契約容量と動力を使用する契約種別に関する契約電力の合計、または、②電灯もしくは小型機器を使用する契約種別に関する契約電力、契約電流もしくは契約容量と動力を使用する契約種別に関するみなし契約電力の合計が 50 キロワット未満であるもの。

（この場合、契約電流は 10 アンペアを、契約容量は 1 キロボルトアンペアを、それぞれ 1 キロワットとみなす）

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) このまち電気動力ダイレクト（グリーン）

当社が供給する電気は、原則として当社が非化石証書等を利用することで、実質的に再生可能エネルギー由来とみなされ、電気のCO₂排出量を実質的にゼロといたします。ただし、非化石証書の調達状況等により、CO₂排出量を実質的にゼロとならない場合があります。この場合においても、当社は責任を負いません。

5. 契約電力

(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- ① お客さまが、当社と新たに需給契約を締結される場合（契約の種類または契約種別の変更を含む）、前11月の最大需要電力が不明なときは、需給開始日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と需給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ただし、需給開始の日以降に当該需要場所における前11月の最大需要電力が判明した場合には、以降の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- ② 計量器の故障等により最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、当社と一般送配電事業者との協議によって定めた値といたします。
- ③ 最大需要電力と一般送配電事業者から提供される使用電力量に関する値に乖離がある場合、一般送配電事業者から提供される使用電力量に関する値に基づき契約電力を定めることがあります。

(2) 契約電力は、毎月算定見直しを実施いたします。なお、契約電力が変更となった場合の通知などはいたしません。

6. みなし契約電力

(1) お客さまが主開閉器契約にて需給契約を締結することを希望され、当社がこれを承諾した場合の契約電力は、5（契約電力）にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、7（契約容量）（1）または（2）により算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

(2) 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約満了時点の契約容量の値を契約電力の値として引き継ぐものといたします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、当社の判断により、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値を契約電力の値として決定することがあります。

(3) 引越し（転入）等の理由で新たに電気の需給を開始する場合または、新たに主開閉器を設置して、電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値を契約電力の値といたします。

(4) お客さまが既に当社と需給契約を締結している場合であって、契約方式または契約種別が変更となったときは、原則として、既に当社と締結されている需給契約に基づく需給の開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値を契約電力の値といたします。

7. 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

また、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

【算定式】

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

【算定式】

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1000

8. 電気料金

料金は、以下に定める基本料金、市場電力量料金、その他従量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(1) 基本料金

各電力エリアの基本料金は、一般送配電事業者の託送約款に定められた託送料金の基本料金と同額とし、お客さまの申し込みに基づく契約方式に応じて、以下のとおりといたします。

ます。ただし、各月の使用電力量が0キロワット時の場合、当該月については以下の金額の半額といたします。

東北エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力1キロワットにつき	756.80 円
主開閉器契約	みなし契約電力1キロワットにつき	550.00 円

※実量契約における各月の最大需要電力または主開閉器契約におけるみなし契約電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

関東エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力1キロワットにつき	877.92 円
主開閉器契約	みなし契約電力1キロワットにつき	553.09 円

※実量契約における各月の最大需要電力または主開閉器契約におけるみなし契約電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

中部エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力1キロワットにつき	743.39 円
主開閉器契約	みなし契約電力1キロワットにつき	560.01 円

※実量契約における各月の最大需要電力または主開閉器契約におけるみなし契約電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

北陸エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力1キロワットにつき	539.00 円
主開閉器契約	みなし契約電力1キロワットにつき	396.00 円

※実量契約における各月の最大需要電力または主開閉器契約におけるみなし契約電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

中国エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力 1 キロワット につき	665.10 円
主開閉器契約	みなし契約電力 1 キロ ワットにつき	545.38 円

※実量契約における各月の最大需要電力または主開閉器契約における
みなし契約電力が 0.5 キロワットの場合、半額とする。

四国エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力 1 キロワット につき	700.70 円
主開閉器契約	みなし契約電力 1 キロ ワットにつき	574.20 円

※実量契約における各月の最大需要電力または主開閉器契約における
みなし契約電力が 0.5 キロワットの場合、半額とする。

(2) 市場電力量料金

市場電力量料金は、30 分毎の使用電力量、各電力エリアのエリアプライスおよびエリア
損失率に基づき、以下の算式により算定された金額の料金算定期間における合計額といた
します。

お客さまの 30 分毎の使用電力量 × { その 30 分毎のエリアプライス ÷ (1 - エリア損失率)
× (1 + 消費税率) }

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出に用
いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

ただし、一般社団法人日本卸電力取引所が緊急の事由（天災地変、経済状況の激変、
通信回線・通信機器・インターネット・コンピューターシステムの障害、その他やむを
得ない事由）により取引停止となった場合、当該取引停止の期間中のエリアプライスに
は、該当地域の該当時間帯におけるインバランス料金単価またはそれに準じた合理的な
単価を適用いたします。

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送約款が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する損失率に基づき、市場電力量料金が計算されるものいたします。

各電力エリアのエリアプライスおよびエリア損失率は以下のとおりです。

エリア	対象となるエリアプライス	エリア損失率
東北エリア	東北エリアプライス	8.5 %
関東エリア	東京エリアプライス	6.9 %
中部エリア	中部エリアプライス	7.1 %
北陸エリア	北陸エリアプライス	7.8 %
中国エリア	中国エリアプライス	7.7 %
四国エリア	四国エリアプライス	8.1 %

(3) その他従量料金

- ① その他従量料金は、託送約款で定められた託送料金と事業運営費を合計したその他従量料金単価に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、託送約款が改定された場合、当社は以下の託送料金を変更することがあります。この場合、託送料金の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する託送料金に基づき、その他従量料金が計算されるものいたします。
- ② 事業運営費中の管理費は、別表4（管理費の算定）により、毎年算定いたします。なお、算定した管理費は、当社のWebサイトにより、算定後すみやかにお知らせいたします。

各電力エリアのその他従量料金単価は以下のとおりです。

(イ) このまち電気動力ダイレクト

東北エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量抛 出金 対 応 費	法令に 定め られ た 費 用	グリー ンオ プシ ョン 費	合計
1kWh につき	9.87 円	別表4 による	1.10 円	0.00 円	0.00 円	5.58 円

関東エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プシヨン費	合計
1kWh につき	4.54 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	0.00 円	5.58 円

中部エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プシヨン費	合計
1kWh につき	6.07 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	0.00 円	5.58 円

北陸エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プシヨン費	合計
1kWh につき	4.69 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	0.00 円	5.58 円

中国エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プシヨン費	合計
1kWh につき	6.44 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	0.00 円	5.58 円

四国エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プション費	合計
1kWh につき	6.46 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	0.00 円	5.58 円

(ロ) このまち電気動力ダイレクト (グリーン)

東北エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プション費	合計
1kWh につき	9.87 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	1.10 円	6.68 円

関東エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プション費	合計
1kWh につき	4.54 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	1.10 円	6.68 円

中部エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拠出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プション費	合計
1kWh につき	6.07 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	1.10 円	6.68 円

北陸エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拋出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プシヨン費	合計
1kWh につき	4.69 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	1.10 円	6.68 円

中国エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拋出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プシヨン費	合計
1kWh につき	6.44 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	1.10 円	6.68 円

四国エリア

単位	その他従量料金単価					
	託送料金	事業運営費				
		管理費	容量拋出 金対応費	法令に定め られた費用	グリーンオ プシヨン費	合計
1kWh につき	6.46 円	別表 4 による	1.10 円	0.00 円	1.10 円	6.68 円

別 表

1. 適用区域

エリア名称	適用地域
東北エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および 新潟県
関東エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる 愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きま す。）、静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	北陸電力送配電株式会社の供給区域となる 富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県 の一部
中国エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、 香川県の一部、愛媛県の一部
四国エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる 徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県 （一部を除きます。）

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という。）により定める。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかる納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金にかかる検針期間等の始期から翌年の 4 月の料金にかかる検針期間等の終期までの期間に使用される電気に適用する。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。
- ② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金にかかる検針期間等の始期から翌年の4月の料金にかかる検針期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む検針期間等の終期とする。)までの期間に当該事業所で使用される電気にかかる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」という。)を差し引いたものとする。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

3. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりとする。

- ① 基本料金を日割計算する場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、電気需給約款の19(料金の算定)(1)⑤に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とする。}$$

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間等の日数は、次のとおりとする。

- ① 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまが属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数とする。

- ② 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、そのお客さまが属する検針区域の次の検針日の前日までの日数とする。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりとする。

① 電気の供給を開始した場合

そのお客さまが属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものとする。）の属する月の日数とする。

② 需給契約が消滅した場合

そのお客さまが属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものとする。）の属する月の日数とする。

4. 管理費の算定

(1) 料金の算定開始日が 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの料金算定における管理費

	エリア	単位	管理費
低圧動力	東北エリア	1kWh につき	4.48 円
	関東エリア	1kWh につき	4.48 円
	中部エリア	1kWh につき	4.48 円
	北陸エリア	1kWh につき	4.48 円
	中国エリア	1kWh につき	4.48 円
	四国エリア	1kWh につき	4.48 円

(2) 料金の算定開始日が 2027 年 4 月 1 日以降の料金算定における管理費

① 料金の算定開始日が当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの料金算定における管理費は、以下の算式により算定する。

(算定式)

$$\text{管理費} = 4.35 \times (\text{前年の CPI} \div \text{基準年の CPI})$$

CPI：総務省が発表する 2020 年基準消費者物価指数（年平均）における「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」

基準年の CPI：107.0（2024 年の CPI）

② 算定された管理費が 4.35 円を下回る場合、管理費は 4.35 円とする。

③ 管理費の計算においては、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。